

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第24回代表者会

2 開催日時

平成19年11月9日（金）午後6時30分～午後8時50分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎3階 302会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中8人出席

増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、
横倉進、横山文男、種岡淳一

・事務局

高橋企画政策課長、池田自治推進室長、青山主任、石黒主任
笹川法務室長

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 自治基本条例に関する提言書（案）の検討（公開）

(2) 全体会の進め方について（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

（事務局：青山主任）

- ・ 第24回目の代表者会を始めさせていただく。本日は、最後の代表者会という予定で進めさせていただきたい。
- ・ 最初に、「自治基本条例に関する提言書（案）」の検討ということで、前回までの「素案」の「素」を外して「案」にもっていくためのご確認とご検討をお願いし、その後、11月13日に予定している全体会の進め方について話したいと考えている。
- ・ 最初に、池田自治推進室長がご挨拶を申し上げる。

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 本日はお忙しいところお集まりいただき感謝申し上げます。代表者会も、順調に進めば本日が最後ということになる。
- ・ 今回、提言書の案をお示しした。これをもって内容をご確認いただき、来週の全体会でご承認をいただければ、11月18日（日）午前10時から教育プラザで市長に提言書をご報告いただくというスケジュールであり、そこで、市民会議の活動は終了という形になる。
- ・ その後、ご報告いただいた提言書について、市役所の内部で再度精査をさせていただく。具体的に例示すると、市には例規審査委員会という委員会があり、どの条例もその審査を通っていくという過程がある。
- ・ 市民会議として最大限努力されてきたが、そこでまた違った視点から、言葉遣い、言

い回しが若干変わる可能性があることを予めご了解いただきたい。

- ・ ただし、内容そのものを変えるということはよしとしていないので、その辺りについては、我々も説明を尽くしてまいりたい。
- ・ 3年間かけて検討してきた成果を、悔いのないような形で送り出したいと思っているので、もうしばらくの間、お付き合いいただき、よりよいものとして市長にご報告をしていただきたい。
- ・ 例規審査委員会の後、12月下旬からパブリックコメントを予定している。その前に、広報じょうえつ12月15日号と併せて、全世帯にこの条例の案をお配りすることを考えている。
- ・ そのような形で市民の皆さんへの周知を進め、年明けのパブリックコメントの期間中に、市民公聴会を開催したい。これはまだ事務局の案であるが、13区及び合併前上越市3か所の計16か所くらいで市民公聴会を開催し、ご意見を幅広くお聴きしていきたいと考えており、それらを踏まえて、最終的には3月議会に条例案を上程したい。
- ・ 今後、パブリックコメントあるいは12月議会の中で議論があるものと思っているが、この提言書の精神はしっかりと受け止めて、内容を最大限いかすような形で整理を行っていききたいので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願いしたい。
- ・ それでは早速、内容について、担当からご説明をさせていただく。

(1) 自治基本条例に関する提言書（案）の検討

（事務局：石黒主任）

- ・ **資料1**として、提言書の案をお配りした。資料の見方としては、資料の中に網掛けになっているところと破線が引いてあるところがある。
- ・ この網掛けになっているところは、市議会の自治基本問題調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）と代表者会以外の市民会議委員からいただいたご意見により修正した部分である。
- ・ 条文については、皆さんに一度見ていただいているので、本日は割愛させていただくが、説明の方については案文が変わっているので、それに伴って修正箇所が出ている。
- ・ 点線の方は、事務局の方で全体をもう一度ざっと見た中で、言葉の使い方など文章をよりわかり易くしたいという観点から直したものである。
- ・ 本日は、修正のないところは省きながら、一項目ずつ全部確認していきたい。

「はじめに」

説明、意見交換

（事務局：石黒主任）

- ・ それでは、「はじめに」のところについて、小田委員からのご指摘のとおり、回数、経過を現状に合わせて修正するということで、下の方4行を直してある。回数についても「24回」に修正した。全体会は未定ではあるが、一応、11月に市民会議で完成という形で書かせていただいた。このような形でよろしいか。

（代表者会全員）

- ・ 了解

「目次」

説明、意見交換

（事務局：石黒主任）

- ・ 「目次」を見ていただくと、変わっている箇所は「5（9）苦情処理」のところであ

るが、これは、項目名を修正したということである。

- ・ 「7 市民参画・協働等」は点線になっているが、「協働等」と「市民参画」が入れ替わっている。何故かと言うと、「自治の基本原則」の中でも「市民参画」があって「協働」がくるという順番であることから、こちらもそれにそろえるという趣旨である。
- ・ こちらもこのような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「全体構成」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 全体構成のフロー図である。先ほどの項目の名称として、「市民参画・協働等」と「苦情処理等」について修正してある。

「前文」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 「前文」については、以前からの皆さんのご議論によって修正した部分の他には修正はない。「こうしたなか」が「こうした中」になったところだけである。

「1 総則 (1) 目的」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 条文をご覧いただくと、「この条例は、市における～」とあるが、以前は「本市における」となっていた。何故「市」になったかと言うと、次の「(2) 定義」のところで「市」というものを定義していることから、「市」という言葉で統一することにした。形式上の問題である。
- ・ この後、随時、見ていくと、点線が引いてあるところがある。例えば、「及び・・・」というようにところに点線が引いてある。こういうのは、だいたい、ひらがなの「と」で入っていたものが、条文として考えた場合に「及び」がよいであろうという整理である。このようなものは、これから逐一の説明を割愛させていただく。
- ・ 「目的」の中身であるが、説明のところの一番上の段落が少し修正されている。今まで点線のところは「主な内容と骨組み」とあったが、「骨組み」というところまでは書いてなかったことから、このような形で簡略化させていただいた。
- ・ 「市民による自治の一層の推進」というところは、「確立」という言葉も入っていたが、「確立」となると、「では今は全く無いのか」というニュアンスがあったことから、「推進」という形で整理をさせていただいた。
- ・ その他は、前回修正したとおりであるが、よろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「1 総則 (2) 定義」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 「定義」のところで少し論点がある。「市民」の定義が、『次に掲げるもの「及びこれ

に準ずると認められるもの』という「及び」以下が加わっているが、事務局で、この条例で定義すべき「市民」とは、どこまでなのかをもう一度考え直してみた結果である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この中で、アイウエと掲げているものについて、これで「市民」を全て言い表しているかどうかを検討したところ、他市から上越市内の学校（学校教育法上の学校を示すので、幼稚園も含まれる）や保育園に通っている子（上越養護所若竹寮入寮児など）が該当しないというケースがあることや、上越市内の病院に入院している人はどうかということを考えていった時に、今までの条文の内容だけでは該当者が入り切らないということになり、それを全部想定して列挙していくのも無理があることから、「これに準ずると認められるもの」という一文を入れてみた。
- ・ ここでは、「誰が認める」とは書いていない。これは、「市長が認める」とか「議会が認める」とかではなく、「誰がみても認められる」という考えで、「認められる」という書き方をさせていただいた。

(事務局：石黒主任)

- ・ 今ほど、笹川法務室長から説明申し上げたようなことを、説明の部分にも同じような形で書いてあり、こちらについては、「市民」の範囲には、「いわゆる旅行者等は含まない」というご議論もあったと思う。
- ・ ただし、「通勤・通学者は入れよう」ということであったので、この辺について、逐条解説書を作成する中で、ある程度例示も出していきたいと考えている。
- ・ 皆さんの感覚で結構であるが、例えば、上越市内の病院に入院している妙高市民の方は「市民」と言えるのか、例えば、トンネルの工事で上越市に長期滞在している方は「市民」なのか、その辺りはいかがか。今は、準ずるものとしている。

(3班：小田委員)

- ・ 例えば、農村部で長期ステイしている人たちは「市民」ではないように思うが、しかし、半年とか何か月間かだけ住む人たちも、コミュニティにとっては重要な要素かもしれないので、幅広くとらないといけないと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 住民登録があるという他に、居住、つまり、生活の根拠があるということでイメージしてはどうか。半年とかある程度住んでいれば、生活の根拠があると考えてもよいのではないか。
- ・ ただ、そのような人たちが漏れ落ちないようにという意味でも、加えた部分があった方が、確実だと思う。

(3班：小田委員)

- ・ その逆はどうなのか。具体的には、住民票はある（住民登録がある）が、学校等ですと東京にいる人の場合などである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 住民登録がある以上、常識的にはその人たちは「市民」であり、その代わり、住民税も原則として上越市に納めることになるのである。

(3班：小田委員)

- ・ 選挙の投票なども上越市に来なければならない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そういう意味では、権利と義務の関係も全て生じていることから、それはもう当然「市民」である。

(事務局：石黒主任)

- ・ その他に、例えば、上越市内の福祉の授産施設に通って来られる妙高市民の方もおら

れるが、そういう方はどう考えるか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 上越市内の学校へ通学してくる人が「市民」なのだから、そういう人も「市民」になると私は思った。

(3 班：小田委員)

- ・ 事業所に準ずるのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 授産施設であれば、事業所に準じている。そういう意味で、学校と事業所に限った場合だと、勤務、通勤であり、たまに入ってこない言葉があるため、この言葉は入れたということになる。例えば、入院している人などはどうであろうか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 我々は、当初「まちづくりの主体」として、わりと積極的にまちづくりの場に出てくる人をイメージしていたが、市民の権利・権限・責務をきちんと平等に認めていく上で、それをどこまで広げていくかである。
- ・ どこまでを構成員とするかというときに、そのような課題にぶつかって、改めて気付いたものである。

(3 班：小田委員)

- ・ 病院に入院されている人の場合、例えば、災害が起こった時には公的機関がいろいろとお世話をするが、その時に、この人は市民ではないから面倒を見ないというわけにいかないのか、「市民」でよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 例えば、住民投票を実施するような時には、住民登録で絞り込みをかけており、全体のつくりとしてそういう形で、必要に応じて「市民」の定義を改めて定めている。
- ・ 入り口としては広くとっているというイメージである。

(事務局：石黒主任)

- ・ 例えば、一つは、今、池田自治推進室長が申し上げたように、サービスの受け手としての人と、自治を行う時に積極的に出てくる人とのイメージで言うと、単純にサービスの受け手だけの部分が強い人というのはどうであろうか。
- ・ それも含めてやはり今おっしゃられたように、病院で何かあった時には助けてもらえる場合は「市民」だというようなニュアンスもあると思う。

(3 班：小田委員)

- ・ その解釈でよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、広くとっていくという考え方でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「1 総則 (3) 基本理念」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文の中の字句「及び」の修正であるので、こちらは割愛させていただきます。
- ・ 説明の中も、「市政運営」を「住民自治・団体自治」に整理したままであり、他に修正はない。

「1 総則 (4) 自治の基本原則」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・前は、主語が「市は」になっていたが、述語が「推進するものとする」であることから、主語を「市民、市議会及び市長等は」と修正してある。
- ・(2)で「市民参画を基本として市政運営を行うこと」は、前回修正したところであり、あとは、「てにをは」を少し整理している。
- ・説明の部分については、今後、逐条解説書もこちらをベースにして作りたいので、語尾文末等で、「～が必要なことから、これを掲げました」とように若干修正したが、中身の修正ではない。

意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・以上で「総則」の部分は終わりであるが、このような修正でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「2 市民 (1) 市民の権利」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、特別委員会からのご意見も多くあり、表現的に大幅に修正を行った。
- ・「地方自治法に定めるところにより」という権利を整理し、前回ご覧いただいたものと言葉が変わっているが、文脈上、逐一「～の権利」「～の権利」という形で言葉を整理させていただいたものである。
- ・説明の中でも、一番冒頭の文章を修正しており、前のものと新しいものを並べて比較していただくと分かりやすいと思うが、若干、簡略化し、文章としてすっきりさせている。
- ・その他、内容の修正はない。

「2 市民 (2) 市民の責務」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、「その他の権利の行使」というのが条文に入れており、解説の中でもそれに合わせて表現の修正を少し行なったが、これは表記上の修正である。

「3 市議会 (1) 市議会の権限」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、「市政運営の監視」を「権限」の中にしっかり明記させていただいた。
- ・それに合わせて説明文の二段落目も修正したのだが、ポイントとしては、「監視」というものを「議決」と並ぶものとして表記するのはいかなるものか、というご議論もあったことから、「その前提として、」という言葉を入れながら、関係性を分かりやすく書いている。

「3 市議会 (2) 市議会の責務」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについても、「市民の代表として、」という言葉を変文に入れ、「市の意思決定機能」についての修正を行っているが、その他は文言的な整理である。
- ・ 説明の中では、表現を事務局の方で精査したのだが、第二段落の下から二行目について、前は「議会機能の強化に向けた」としていたが、「強化に向けた」と言うよりも「一層の強化が求められている」と言った方がよいのではないかと、ということで、「二元代表制における～さらには地方分権を推進する観点から一層の強化が求められている政策立案機能」としたが、意味合いは変わらないものと考えている。
- ・ その他は、字句の修正である。

「3 市議会 (3) 市議会議員の責務」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらも、条文の方には「市民の代表として、」と入れ、「研鑽」の「鑽」の字をひらがなにしたことと、「自らの議会活動」の後にあった「関すること」を落としている。
- ・ 説明の中では、ここは議員の責務であるので、「議員個人として果たすべき」というところの表現を整理させていただいた。
- ・ また、三点目の解説のところで、「市民の信託を受けた議事機関の構成員として説明責任を果たすだけでなく、市民の代表である議員としても説明責任を果たすこと」という形で、関係性として「市民の代表」という言葉を入れ、明確にさせていただいた。

意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 「市議会」については以上であるが、いかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 一点だけ皆さんにご意見を伺いたいが、「研鑽」の「鑽」について、「鑽」の字が常用漢字ではなく、法令の場合は原則として常用漢字を使うということになっていることからひらがなにしたのであるが、どうしても漢字を使いたい時は、漢字を書いて、ルビで「さん」と書くという例外的な方法があるが、皆さんは、どちらの方がよろしいと感じられるか。

(4 班：横山文男委員)

- ・ ひらがなでよい。小学生でも読める。

(事務局：石黒主任)

- ・ そこも含めて、このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「4 市長等 (1) 市長の権限」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、「執行機関」と入れ、「本市を統括し」を「市を統括し」と修正している。
- ・ 説明の冒頭も、「執行機関」であるということをしつかり書かせていただき、文言の整理を行った。

「4 市長等 (2) 市長の責務」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについても、「市民の代表として」と入れてある。
- ・③の「市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない」の一文は、前は市民参画について書かれていたが、それについては、「市民参画」の章に送った形にした。
- ・それで、「市議会」と「市議会議員」のところで並べていただくと、全く同じ言葉になるというような形でレベル合わせを行った。
- ・ただ、「市民参画」の考え方は当然大事なことであり、「市民参画」としてキチンと章を設けてある。
- ・前のたたき台では、「権利の行使を容易にできるように努めなければならない」とあったが、これについても「市民参画」の話であり、「市民参画」の章と一緒に送らせていただいた。
- ・「市民参画」の章でその旨が充分伝わっているかどうかについては、後でご確認いただきたいが、ここはまずレベル合わせということでご了承いただきたい。
- ・説明の二点目のところであるが、前は「市政運営の状況」という言葉であったが、達成状況はあくまで「目的・目標」に照らしてどうかということであるので、「内容」と明確に書くことで、言葉の整理をさせていただいた。
- ・三点目については、「議会」とそろえて同じように書いてある。

「4 市長等 (3) 市長以外の執行機関の権限」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、説明の中の文章を整理し、二文に分かれていたものを一つの文にまとめてある。

「4 市長等 (4) 市長以外の執行機関の責務」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、条文の中の文言で、前は「定める」としていたものを「規定する」に修正している。
- ・説明の一点目の部分で、前は「恣意的な権限の行使を防ぐ」としていたものを、「市政の中立的運営と民主制を確保するための権限の分散化」とし、内容ではないが、表現的にはこちらの方がふさわしいと思われることから修正させていただいた。
- ・二点目の部分では、前に「同レベル」としていた表現を、「同様に」と修正してある。

「4 市長等 (5) 職員の責務」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、条文の方は「、」を削除しただけであり、あとは、カギカッコの付け方等、表現の整理を行ったのみで、特に内容の修正はない。

意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・「4 市長等」については以上であるが、いかがか。
- ・「市民参画」の件については、後ほど「市民参画」の章で併せてご覧いただきたい。

(3 班：小田委員)

- ・ 14 ページの下から 5 行目の「全体の奉仕者」については、変わっていないのではない
か。
- ・ 8 月 24 日の時点での素案でもカギカッコが付いていたが、そのままになっている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ ここは、カギカッコを、付けて、取って、また付けている。当初は、全体としてカギ
カッコを付ける場所が統一されていなかったのもので、ここで一旦整理を行った。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「市議会」と「市長」については『「市民の信託」にこたえる』とし、「職員」につい
ては「全体の奉仕者」として、対になるようにした。
- ・ 全体として、このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「5 市政運営 (1) 基本原則」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ まず、一か所誤植があるので訂正をお願いしたい。条文①の「自治の基本理念及び自
治推進の基本原則」のところで、「推進」のところに下線が付いているが、ここは見
え消しになるはずのものであり、申し訳ないが、「推進」は消していただきたい。
- ・ こちらについては、前は、主語が「市長等は」だけであった。当初は、「市政運営＝
市長」というようなニュアンスがあったが、市議会の各会派もご議論されていく中で、
市議会も市政運営の主体であるというニュアンスが加わってきた。
- ・ そうなると、「基本原則」が「市長等」だけというのはいかなものかと考え、市議
会は「市政運営」における役割も有することから、「市議会」も入れさせていただい
た。
- ・ それに伴い、②の下から 2 行目を、前は「相互の連携」としていたが、「施策相互の
連携」と修正し、市政運営について、市長等（市長と教育委員会など）が連携するよ
うに、市長と市議会が連携するのもよいことであるが、立場の違いもあることを考慮
し、元の意味に戻して「施策相互の」というニュアンスで修正させていただいた。
- ・ これは、その上の「戦略的に」という言葉の流れの中で出てくるものであり、意味は
変わっていないため、説明の方にも、同様に「市議会及び」というのがところどころ
入っている。
- ・ 説明の二点目については、戦略的なニュアンスを少し強調する意味で修正している。

「5 市政運営 (2) 総合計画」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文そのものは字句の修正程度である。
- ・ 説明については、総合計画を定めるということよりも、計画的な市政運営を行わなけ
ればならないこと、そして、そのツールが総合計画であるという趣旨で修正している。

「5 市政運営 (3) 財政運営」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文①の主語に「市議会及び」を追加してあるが、予算の議決という観点から、市議会も当然、財政運営を行う立場にあるという趣旨である。
- ・ それに伴って、説明の方も二段落目を修正しているが、公表は市長が行うものであることから分けて考えてある。
- ・ 三段落目の「健全な財政運営を確保する」は、表記上の問題を整理した。
- ・ 下から三段落目の「また～」については、「市議会の責務」の項目に合わせ、市議会にも責務として入れてある。
- ・ 下から二段落目の「市長は、市を代表して」については、市議会も公表することはできるわけだが、市長が「市を代表して」公表を行うことを書いてある。

「５ 市政運営 （４）情報共有・説明責任」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文の②で、前は「及び」としていたものを「並びに」と文言を修正しただけであり、説明についての修正はない。

「５ 市政運営 （５）情報公開」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文の②の「前項の」というところを修正している。
- ・ 説明の中では、前は「株主」としていたものを「出資者」と修正したが、財団等も該当することを考慮したものである。

「５ 市政運営 （６）個人情報保護」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文、説明ともに、若干の文言修正のみである。

「５ 市政運営 （７）審議会等」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文そのものが、この間大きく変動していることから、これを受けた形に修正するとともに、それぞれの主語に「市議会及び」を加えている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 法律上は、市議会は附属機関としての諮問機関を置くことはできないが、公聴会などのような会合を開くことは可能であることから、そのような場合は、「審議会」と同様に開示をすべきという趣旨で入れさせていただいた。
- ・ 現行の「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」の中の規定を踏まえ、市議会による公聴会等も公開の対象という形になっていることから、それに合わせて追加したものである。

(事務局：石黒主任)

- ・ 説明では、以前ご覧いただいたものに「市議会及び」を加えただけである。

「５ 市政運営 （８）パブリックコメント」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、条文は、若干の文言修正だけである。
- ・説明の中の一行目については、前は「検討に際して」としていたが、「市議会への提案や決定に際して」と修正しているが、これは検討だけでなく、決定の部分もあるという考えからである。
- ・市長として決定する中での市議会への提案であり、一連の決定のプロセスの中のことだということで、単純に検討だけではなく、このように整理した。
- ・また、同じく一行目で、前は「市民参画の促進を図るための制度」としていたが、「市民との情報共有や市民参画の推進を図るための制度」と修正している。
- ・この制度の趣旨は、市民参画へのツールであるということもあるが、それだけではないということで、修正を行った。
- ・二段落目も同様に「検討」を「提案」に直している。

意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ここまでで、区切らせていただく。ここまでは、条文の文言修正が多かったが、このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「5 市政運営 (9) 苦情処理等」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、項目の名称を「オンブズパーソン」から「苦情処理等」に修正している。
- ・条文の②の主語について、前は「市長は」としていたものを「市長等は」と修正したが、実際には市長だけではないという意味で「等」を入れたものである。
- ・説明の中は、文言の整理、修正のみである。

(事務局：青山主任)

- ・ここについては、前回のご議論で、「オンブズパーソン」という言葉がわかりにくいので、何らかの方法でもっと分かりやすくできないかというご意見があった。
- ・事務局としても検討してみたが、ここはなかなか難しく、条文の中に「公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより」と入れてみたが、これ以上のことはなかなか難しい。
- ・他市の事例も研究しているが、「市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理する」のように、我々と同じようなことが書いてある。
- ・「オンブズパーソン」の後ろにカッコ書きにして、このような機関であるということを重ねて入れるような形がよろしいのか、それとも、条文の中に全く同じことを書いてあるので、敢えて入れないで、このままでよろしいのか、その辺りについてご意見をいただきたい。

(1 班：増田委員)

- ・確かに、わかりやすい言葉はなさそうであるし、日本語訳もないようだ。

(事務局：青山主任)

- ・日本語訳はない。しかも、上越市では「上越市オンブズパーソン条例」を制定しており、「オンブズパーソン」という制度が既にあるという状況である。

(1 班：増田委員)

- ・ 日本語訳がなければ、説明の中でということになるが、それはここに書いてあるとおりなのであろう。
- ・ 聞いた人は、「オンブズパーソン」という「人」というふうに受けとめてしまい、「機関」というふうには受けとめないのではないか。
- ・ 表現としては、そういうことに係る「機関」であるというふうにカッコ書きをした方がよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ あるいは、説明の「二点目は、」の後に、「苦情処理や市政運営を監視する機関としてオンブズパーソンを設置する」という旨の言葉を入れるのも手だと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ そういう手もある。「機関」と書けば、「機関」なのだとわかる。

(事務局：青山主任)

- ・ それでは、「機関」であるということを確認するような形で付け足させていただく。

(事務局：石黒主任)

- ・ 直し方については、笹川法務室長が申し上げたようなニュアンスで、説明の二点目の中で書かせていただくことで対応させていただくが、そのような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「5 市政運営 (10) 行政手続」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文の②に「法に定めるもののほか、」と加えている。
- ・ 上越市で行政手続というと、一般的に広い概念で使っており、国の法律は行政手続法があり、上越市は行政手続条例がある。
- ・ この2つの関係はどうかといえば、上越市で行っている行政手続は、上越市の条例にのっとっている部分もあるが、昔で言うところの機関委任事務のように、上越市が行っているけれども、実は国の事務であるという類のものもまだあり、そのようなものについては、行政手続法の規定がかかってしまう。
- ・ 行政手続条例でカバーできないものも実際あるということを踏まえ、「法に定めるもののほか、基本的な事項については、別に条例で定める」とし、「別に条例で定めるもの」とは、上越市行政手続条例であるというふうに、少し厳密に書かせていただいている。
- ・ 説明の中では、いわゆる「処分」とは何か、というご議論もこれまでにあったが、いわゆる「行政手続」の対象は何かといったときに、ここでいろいろ例示しているが、いわゆる「処分」や、「処分」に入らない行政手続である「届出」についても意味しているということで、「処分」、「指導」と「届出等」を意味しているという形で言葉を整理させていただいた。
- ・ 二点目の部分については、その手続について、先ほどの法律との関係を整理した。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 分かりにくいところだと思うが、言葉として正確に捉えたいということがあり、そうした場合に既存の法律と今持っている条例の項目が違うところがあったので、それを両方含めるような形で整理を行った。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 一点目は、法律の事務だけでなく、窓口事務なども対象としており、行政手続条例だ

けの事務というわけではないことから、そのような趣旨で修正させていただいた。

- ・ 窓口に来られる市民の皆さんから見れば、これは法律の事務なのかどうかというのは関係ないわけであり、市が窓口で行っている事務であれば、市民の皆さんから見れば、皆、同じである。

(事務局：石黒主任)

- ・ このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「５ 市政運営 （１１）評価」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文、説明ともに、文言的な整理のみである。

(３班：小田委員)

- ・ 「評価の手法をとり入れる」の「とり」をひらがなにした理由は何か。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この場合、漢字で書くと「採り入れる」となる。「採」は常用漢字であるが、どうい
うわけか法律の中ではひらがなで書いていることが多く、併せて、ひらがなの方が分
かりやすいということもあり、ひらがなとした。

(３班：小田委員)

- ・ 一般に使われている「取り入れる」という字ではないわけか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「取り入れる」ではなく、「採り入れる」である。

(事務局：石黒主任)

- ・ よろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「５ 市政運営 （１２）外部監査」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文の中で「効果的かつ効率的な」というところについて、前は
「効率的かつ効果的な」となっていたものをひっくり返して修正した。
- ・ 先ほどの「評価」のところで「効果的かつ効率的な」となっており、並列にした場合、
どちらが先でも意味が変わらないことから、そろえることにしたものである。
- ・ 説明については、他の項目では、書き方として、項が分かれている場合には「一点目
は～、二点目は～」と書いており、ここもそのような表記に修正したが、意味は変え
ないようにしたつもりである。
- ・ このような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「５ 市政運営 （１３）政策法務」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、前回の整理により、条文の主語に「市議会及び」を加え、それに

伴って、説明の中の整理を行った。

- ・ 「政策法務とは何か」というご議論があったが、それについては、最後の行で「条例の制定、法令の解釈に努めること（政策法務）」という形で説明している。
- ・ このような整理でよろしいか。

（代表者会全員）

- ・ 了解

「５ 市政運営 （１４） 法令遵守」

説明、意見交換

（事務局：石黒主任）

- ・ こちらも、条文の主語に「市議会及び」を加えてあるが、当然な部分であり、今まで入っていなかったものを入れただけである。
- ・ それに合わせて、説明の中にも、市長だけでなく、市議会、市議会議員も入れてある。
- ・ このような整理でよろしいか。

（代表者会全員）

- ・ 了解

「５ 市政運営 （１５） 公益通報」

説明、意見交換

（事務局：石黒主任）

- ・ こちらについては、たたき台は、文言の修正だけであり、説明は、最後の語尾を修正しただけである。

（３班：小田委員）

- ・ 条文の中に「市の職員等」と入れたのであれば、説明の下から５行目の「職員等」も「市の職員等」としなければならないのではないか。

（事務局：石黒主任）

- ・ おっしゃるとおりであるので、そこもそのように修正したい。
- ・ そのような形でよろしいか。

（代表者会全員）

- ・ 了解

「５ 市政運営 （１６） 危機管理」

説明

（事務局：石黒主任）

- ・ こちらについては、「対応」なのか「対処」なのか、というご議論があり、前回整理したとおり「対応」の方になっており、後は文言の整理だけである。
- ・ 説明の中では、四段落目の真ん中の辺りの「が困難な」について、前は「しきれない」としてあったが、これはいかにも大変そうであるというマイナスのイメージが強かったことから、「困難な」という表現に修正した。
- ・ このような整理でよろしいか。

（代表者会全員）

- ・ 了解

意見交換

（事務局：石黒主任）

- ・ 以上で「市政運営」についての後半部分が終わったが、振り返ってみていかがか。

(3 班：小田委員)

- ・ 「(9) 苦情処理等」のところであるが、先ほど、オンブズパーソンは「機関」であるということを説明に入れようということであった。
- ・ そうすると、それは、上から 2 行目に「応答責任とともに」と、「その機関としてのオンブズパーソンの設置」について追加して書くということか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「二点目は、」のところに入れたいと思っている。
- ・ 最初の段落は、趣旨的な部分であり、「苦情の応答責任」と「オンブズパーソンの設置」について定めたものということについて、そこは簡単でよいと考えた。
- ・ 最後の段落のところの「二点目は、」のところの「オンブズパーソン」の前に、例えば、「市政の苦情処理や市政を監視する機関としての」などを入れてはどうかと考えている。

(3 班：小田委員)

- ・ かなり長い言葉が入ってしまうが、そこは理解した。

(事務局：石黒主任)

- ・ ほかに、いかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 考え方だけ補足したい。
- ・ 「(15) 公益通報」の部分について、その前の「(14) 法令遵守」では「市議会も当然だ」ということから、通報を受ける側として「市議会も」とするのもあるかと考えたが、執行機関の方で代表して受ければよいのであろうということで、そこには「市議会」という言葉を入れなかった。
- ・ また、「(14) 法令遵守」には、「保持のための体制整備」と書いてあるが、ここで言う「体制整備」とは、市議会自体の、例えば、倫理条例の制定、倫理の基準の整理など、そのような市議会内部の体制づくりを意味しているのとらえた上で、(14) と (15) は主語を変えてある。

(事務局：石黒主任)

- ・ このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「6 都市内分権 (1) 地域自治区」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文は、最後の文言を整理しただけである。
- ・ 説明については、25 ページの部分の修正はなく、26 ページでは、文言を 2 か所整理したが、意味は変えていない。
- ・ このような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「7 市民参画・協働等 (1) 市民参画」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、先ほどの「市長の責務」の中で謳っていた部分を移動してきてある。

- ・ 元々「市民参画」自体も、1 番目に「機会の保障」を謳い、2 番目に「制度の整備」を謳い、当初はそこに「制度の周知」も一緒にしていたが、そこは分け、3 番目に「制度の周知」と「市民の意識」に係る部分を細分化し、それぞれを明確にしたという構成になっている。
- ・ 説明の方も、それに合わせて、「市長の責務」の中に入っていた「容易に行使」であるとか、「分かりやすい制度」という言葉をそれぞれに散りばめてある。
- ・ こちらは、「市長の権利」と「市長の責務」の項目と見比べていただきたい。

(3 班：小田委員)

- ・ もともとの「市長の責務」のところでは、第 3 項で、「市民参加に関する制度を、市民に分かりやすい制度として」と、「分かりやすい」という要素があった。これは、市民会議で挙がっていた意見であるが、それはどこへ行ってしまったのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ニュアンスとすると、2 つ目の項目で、「権利を容易に行使する」として、「容易に行使できる」というところに、趣旨として含めた感じになっている。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「分かりやすい制度」という趣旨が、条文上は「容易に行使できる」というところに入っており、説明の中でもいきている、という形である。よろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「7 市民参画・協働等 (2) 協働」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文の修正はない。
- ・ 説明の中で、若干整理をし、細かい文言の修正と、5 段落目の「二点目は」のところで、「より多くの事案における」と言葉を修正している。
- ・ 表現の問題だが、これまでの議論の中で、小さな協働を積み重ね、協働を広げていくという趣旨があったと思うので、そのような意味を「より多くの事案における協働を推進していく」という言葉の方が伝えやすいと考え、修正を行ったものである。

(3 班：小田委員)

- ・ そこは少し意味が違うのではないか。
- ・ 「より多くの事案」というのは、結局、協働の範囲を広めていくということになってしまうのであり、本当に広めればよいということではないと思う。
- ・ この「推進」というのは、広めていくという要素もあるであろうが、協働の「質」を上げていこうということである。
- ・ 本来、協働は、行っていないところに行わなければいけないのであろうが、このニュアンスで言うのなら、「お互いに理解しあう中で、本来の協働のあるべき姿に近づけていこう」という意味合いがよいのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ どちらかといえば、「質」の方に重みがあるということか。

(3 班：小田委員)

- ・ 今までのいろいろな議論の中では、特に NPO の関係とか、そのような議論の中では、やはり中身、「質」の問題が議論されてきており、単純に案件を「協働」にすることがフェアではなく、よいことではないわけである。
- ・ 「推進」という言葉はものすごく意味は深く、そのような意味も持っていたわけである。

- ・ 毎回議論されているように、協働の議論は、どちらかというと委託関係の話になり、行政には「協働」ではなく、「委託」だというイメージが強いように思われるので、「協働」をもっと高めていかなければならないという議論を行っているのである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それであれば、「一層の」というくらいの話でどうか。

(3 班：小田委員)

- ・ それであれば、「ボリューム」と「質」の両方が入る。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「より多くの事案における」を削除し、「協働を一層推進していく」として、「一層」という文字を入れることにしたい。
- ・ それから、説明の最後の文章は、「市がこうした取組を繰り返す中で」としていたが、あまりこのような使い方をしていなかったので、「市議会及び市長等が」に修正してある。

(事務局：青山主任)

- ・ ここについては、環境整備という側面があることから、「市議会及び市長等は」という形にした。

(5 班：種岡委員)

- ・ 三者がそれぞれ努力していかなければならないというイメージがある。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「市が」という言葉に「三者」の意味があるのであれば、三者を並べてしっかり書くべきということか。

(3 班：小田委員)

- ・ 「市」と言った時は、三者全部ということか。

(事務局：青山主任)

- ・ そうである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 取組を行うのは三者であり、二者ではないが、「市民」というと、やはり何か押し付け的なイメージがあり、お任せ的に投げて終わりという感じになる。
- ・ だから、三者が取組と一緒に繰り返す中で、徐々に環境を整備するという趣旨の一文が必要なのではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 「二点目は」のところは、そう書いてあり、「相互理解と信頼関係築いた上で協働の取組を」となっているが、下では「市議会」と「市長等」だけになってしまう。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 行政側だけではなく、広い意味に捉えるものとして「市民と市議会及び市長等」を主語にすればよいか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「環境」というのは、例えば、社会環境を整備するのであれば、当然、三者となる。

(1 班：増田委員)

- ・ そうである。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、ここは、「市民と市議会及び市長等」を主語にしたい。
- ・ あとはいかがか。

(2 班：君波委員)

- ・ 先ほど、「多くの事案」を削除して「協働を一層」としたが、全文を見渡すと、「協働を繰り返す中で、協働を一層推進します」というのは、文章としてはどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「一層の協働」の方がよいかもしれない。

(5 班：種岡委員)

- ・ 「の」が入った方がよい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 二点目のところは、「市議会及び市長等は、市民の協働に対する正しい理解を得るとともに、協働をする事案ごとにあらかじめ相互の役割分担について話し合い、相互理解と信頼関係を築いた上で、協働の取組を繰り返す中で、一層の協働を推進していくことを定めたものです。」となるがどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「協働の取組」というのはどうなのか。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ そこが少しおかしいと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ そうすると、本来の元の精神に戻ってしまった方がよいのではないか。

(5 班：種岡委員)

- ・ 「協働」もいらないということか。

(3 班：小田委員)

- ・ そうではなく、元に戻して「一層」を入れずに、「協働を推進する」としてはどうか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今、君波委員がおっしゃられたのは、1 行の中に「協働」が二度出てくるのは語呂が悪いということではないか。

(5 班：種岡委員)

- ・ ここは、「協働」を取っても、文頭からみれば、「協働を一層推進する」と読めるのではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 「協働」を取って、「一層の推進」にするということか。

(4 班：横山文男委員)

- ・ 「協働」を取り、「取組を繰り返す中で、一層の推進」とすればよいと考える。

(3 班：今井委員)

- ・ 「協働」のことは前で言っているので、その方がよいかもしれない。

(事務局：青山主任)

- ・ あるいは、「協働」が 2 回出てくるうちの前の方を取り、「相互理解と信頼関係を築いた上で」の後の「協働」を取って、「相互理解と信頼関係を築いた上での取組を繰り返す中で」としてもよいのではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 元々、「協働をする事案」だと言っているので、前の「協働」を取っても意味は通じる。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「相互理解と信頼関係を築いた上での取組を繰り返す中で、協働を一層推進していくことを定めたものです。」ということでまとめたい。
- ・ その他はよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「7 市民参画・協働等 (3) コミュニティ」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 皆さんの中で、「コミュニティは町内会に限られない」ことを明確にしたいというご意見があったので、条文の中に「地域に関わりながら活動をする団体」と入れた。
- ・ 説明の中で、「地域に関わりながら活動する団体と広くとらえること」として、「広く」いうことを入れる形で修正させていただいたがよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「7 市民参画・協働等 (4) 人材育成」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文の修正はない。
- ・ 説明の中で、「あらゆる世代を対象として」という修正を行ったほかは、読点を一つ入っただけである。
- ・ こちらについてはよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「7 市民参画・協働等 (5) 多文化共生」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、「人権」の話を整理した中で、いろいろご議論があり、「多文化共生」が、レベル的に合うのかというご意見もあったことから、「国籍」という文言を敢えて外すことにした。
- ・ 条文に「あらゆる人が」と入れて、真の意味での「多文化共生」というニュアンスにしている。
- ・ 説明の中では、定義として「国籍や民族など～」とあるので、それを引き合いに出して、「一点目は」のところには、「国籍や文化等」として「等」を入れ、同じように表現を修正した。
- ・ 「多文化共生」自体の意味を広く捉える中で、このような形で修正を行ったがいかがか。

(1 班：増田委員)

- ・ 一点目に「国籍や文化等」とあり、二点目にも「国籍や文化等」と入っているので、この「多文化共生」が、国籍や文化以外の要素も含んだ多様性の尊重とどのように結びつくのかを考えると、少し悩んでしまう。

(事務局：青山主任)

- ・ 一点目については例示があるので、「国籍や文化等」という形でよいと思うが、二点目については「出身地域」などとした方が、国内も含めた形となりよいかもしれない。

(5 班：種岡委員)

- ・ 国籍のところが強引に引っぱられている気がする。

(事務局：青山主任)

- ・ 「文化」と言った場合は、「国籍」と言う方が伝わりやすいと考え、例示としては、「国籍」とさせていただいている。

(1 班：増田委員)

- ・ 例えば、アイヌ文化の問題などがあるが、そうすると、「(4) - (4) 多様性尊重の原則」では、上越地域の歴史文化の価値観を尊重しましょうと言っており、この場合では、一点目は、「国の文化の違いは乗り越えましょう」と言っているのだとすれば、二点目は、「国内の文化の違いを乗り越えましょう」ということになる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「1 総則 (4) 自治の基本原則」の「(4) 多様性尊重の原則」の条文中「市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し」とは、地域的な文化の違い、価値観の違いを市民がお互いに理解することを指しているイメージであるが、その趣旨が説明のところで表現されているか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それについては、説明のところの「国籍や文化等」のところで、少し狭い意味でとらえられるイメージである。

(5 班：種岡委員)

- ・ もう少し膨らみもあった方がよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そこで、文化や価値観は、市民の出身などのところも含め、少し膨らみを持たせて、条文の対応をしている。
- ・ 一点目とは、少し例示を変えている。

(3 班：小田委員)

- ・ 一点目と二点目は違うのだということがもう少し分かるようにすべきだ。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「二点目は」のところで、「国籍や文化等の異なる人も」の部分を別の言葉に換えるということか。

(3 班：小田委員)

- ・ これは、ものすごく実感する。食生活、言葉、宗教の習慣など、いろいろなことが違っている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 事務局としては、そのような人たちも含めて「コミュニティ」にしっかりと受け入れていきたい、というニュアンスを入れていきたい。

(2 班：君波委員)

- ・ 市議会の皆さんが「共生」にこだわっているのは、そこら辺があるからである。
- ・ 例えば、合併により 13 区ができ、いろいろな文化、生まれ、育ちの違う人たちが集まったわけであり、そういうふうに考えると、地域的な違いというような要素があってもよいのではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ そうである。君波委員がおっしゃるように、そういうことで、1 項と 2 項を立てたのは、意味が違うわけである。
- ・ 特に上越市は、よそ者という考え方が強いので、これはよく理解してもらう必要がある。
- ・ 改定する第 5 次総合計画で、「自然との共生」という表現が出てきているし、あるいは「自主自立と共生」というような表現もよいかもしれない。

(事務局：石黒主任)

- ・ 例えば、「文化や価値観の異なる人も」というのはどうか。

(3 班：小田委員)

- ・ それもよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ここは変に言葉を使わずに、条文を基にした方がよいと思う。

(3 班：小田委員)

- ・同感である。

(事務局：石黒主任)

- ・「文化や価値観の異なる人も」とした場合、「文化」と言うと何でも入ってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・単純には「文化や価値観の異なる人」でよいのだが、二つ合わせた趣旨がこの説明の中で十分に表れるかということ、そこは疑問である。

(3 班：小田委員)

- ・説明で、地域の問題や方言の問題については、具体的な書き方はできないわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・あまり具体的過ぎるのは困る。

(1 班：増田委員)

- ・方言は文化であり、これしかないのかなという気がする。

(3 班：小田委員)

- ・標準語も東京弁であり、食生活も文化である。

(1 班：増田委員)

- ・そういう面では、全てのものが「文化」という言葉に入る。

(3 班：小田委員)

- ・「国籍」を取れば、「文化」の中に入ってくるわけであるが、「国籍」が表に出てしまうと、それが強調されて、この条文の意味が変わってしまう。

(1 班：増田委員)

- ・「文化」と言ったときに、全てのものが入るという共通理解が得られるかどうかである。

(4 班：横山文男委員)

- ・「国籍」を取ってシンプルにすれば、イメージに近づくのではないか。

(1 班：増田委員)

- ・ここは、「文化や価値観」にしておこう。

(事務局：石黒主任)

- ・では、「文化や価値観の異なる人も、相互理解の下～」ということによろしいか。最後の行にも同様に「国籍や文化等」とあるが、そこも同じによろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・以上で「市民参画・協働等」の章は終わるが、このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「8 市民投票 (1) 市民投票」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、条文の 2 点目のところで、前は「本市の年齢 18 歳以上」とあつ

たものの「本市」を削除したが、意味は変わっていない。その他は、文言が若干修正されている。

- ・説明の中では、「一点目の特徴は」、「二点目の特徴は」というふうに表現を修正してある。
- ・二点目の特徴の説明の中で、連署数の説明について例示を挙げて説明している。
- ・このような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「9 国・県及び他の自治体等、との関係 (1) 国、新潟県等との関係」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、条文では「国及び新潟県等」を「国、新潟県等」と修正している。
- ・説明の中で、2行目について、前は「自立した地方自治を目指す」としていたが、それは何なのか、というご意見があったので、国、県等との関係の中であり、「基礎自治体としての自立を目指す」と修正した。
- ・ニュアンスとしてはいかがか。このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「9 国・県及び他の自治体等、との関係 (2) 他の自治体等との連携」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、条文に修正はない。
- ・説明の中で、1行目の「自治体運営」のところが、前は「経営」としていたものを「運営」に修正している。
- ・これは、「経営」とは少しニュアンスが違うということで「運営」にしたものであり、その他は、文章的な整理で語尾が変わっているだけである。
- ・このような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「9 国・県及び他の自治体等、との関係 (3) 海外の自治体等との連携及び国際交流の推進」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、条文の中で前は「世界平和」としていたものを「非核平和」と修正したが、これは、「1 総則 (3) 自治の基本理念」と言葉をそろえたものである。
- ・あえて「世界平和」と「非核平和」を使い分けるのであれば、考え方を整理する必要があるため、ここでは「非核平和」にそろえてある。
- ・説明の部分も同様であるがいかがか。

(3 班：小田委員)

- ・「世界平和」と「非核平和」では、意味は違うわけであるがよいのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・「世界平和」の方が「非核平和」より意味が広いが、目指すべき理念が「非核平和」への寄与だということであれば、条文に出てくるのも当然そこではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 「自治の基本理念」の項目で「非核平和」になっているので、そろえる方がよい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それが普通であろうということで、そろえさせていただいた。

(事務局：青山主任)

- ・ 最初に「自治の基本理念」のところを考えた時は、「世界平和」になっていたと思うが、検討する過程の中で、市として、「世界平和」に寄与することは、理念として大き過ぎるというご議論があった。
- ・ 「非核平和」については、友好都市宣言を行っているので、それであれば「非核平和」の方がふさわしいのではないかとということで、今のような形になっている。
- ・ ただ、ここについては「世界平和」というのがそのまま残っていたという状態である。

(事務局：石黒主任)

- ・ 上越市の自治基本条例であるので、「基本理念」の表現にのっとって「非核平和」という言葉で統一してよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 確認だが、この項目自体、非常にスケールが大きいので、説明の中の最後の段落の冒頭に「本市の自治を推進していく中では、」と付け加え、何故この条例にこの項目があるのかを明確化した。
- ・ このような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「10 最高規範性」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文の修正はない。
- ・ 説明の中も、中身の修正はないが、文言について、「一点目は」、「二点目は」という形に分けているので、ニュアンスが上手く伝わるかどうか、ご一読いただきたい。

(3 班：小田委員)

- ・ よいのではないかな。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、こちらはこうにしたい。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「11 改正等 (1) 条例の見直し」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、条文を大幅に修正し、より詳細なものとした。
- ・ それに合わせて、説明も修正し、「三点目は」というところと「四点目は」というところで、表現、文章の付け加え等を行ったので、そちらをご確認いただきたい。
- ・ イメージ図については、見直し・改正にかかわらず、見直しは5年ごとに行うというニュアンスを入れてある。
- ・ 事務局が精査する中では、図の中で、最初の5年の中の真ん中に「見直し」とあるが、

「必要に応じた見直し」ではないかということと、当然、この結果を公表するわけがあるので、どこかに「公表」と入れた方がよいという指摘を受けている。

- ・ 皆さんとしてはいかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 見直しの結果、公表ということである。

(事務局：石黒主任)

- ・ そういうプロセスは必ずあるというのを入れ、改正は「☆」印で表してよいか。

(3班：小田委員)

- ・ 「部分見直し」とは誰も思わないであろうが、ここで使う表現としては、「部分見直し」と「定期見直し」とは違うのだという言い方が必要ではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 意味が分かれば入れるが、分かりづらい、あるいは、迷うようであれば入れない。

(事務局：石黒主任)

- ・ 途中で「必要に応じた見直し」が入っても、定期見直しは5年ごとだと言いたかっただけである。

(3班：小田委員)

- ・ これが入っていると、何だろうなと感じてしまう。

(事務局：石黒主任)

- ・ 混乱を招くかもしれないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 条文や説明だけで分かるのであれば、あえて入れる必要もないのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 見直しをした場合に、そこからまた5年ではないので、そのようなとらえ方をされないような時間軸の中で見せたものである。

(3班：小田委員)

- ・ この表だけを見た人が分かるのであれば、削除してもよいと思う。
- ・ 必要に応じた見直しは、本当に必要に迫られて特定のところだけを見直す位置付けなのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 特定とは限らない。5年経たなくても、ここは大幅見直そうというのは有り得る。

(3班：小田委員)

- ・ 市民の意見を聞くための措置の開始についても入れなければならなくなる。

(事務局：石黒主任)

- ・ 必要に応じた見直しが、真ん中の棒の上に乗っかっていると、いかにもそれが入るような感じになってしまうので、この5年にかかわらず、全体にかかるような感じにしたらよいか。

(3班：小田委員)

- ・ 最初の5年の中で見直しをしてはいけないと誤解されないように入れたのだと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ そうである。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 「定期」と対になるようであれば、「不定期」とか「随時」とかでもよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 説明の中であれば、「①の見直し」、「②の見直し」でもよいかと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 必要に応じてということか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「①の見直し（定期）」、「②の見直し（必要に応じ）」という感じである。

(3 班：小田委員)

- ・ それでよいと思う。

(3 班：今井委員)

- ・ その方が分かりやすい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 5 年に一度、見直しを行い、改正を行うというふうにとられないような注釈は必要か。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 改正は、必要に応じた見直し又は定期的な見直しの結果を受けて、あるいは、直接改正が検討される場合もあり、いずれをきっかけに行われるかは、この図の中では関係ないわけである。

(3 班：小田委員)

- ・ 5 年ごとに見直すのであれば、自動的に（その後に）改正が入るのであろう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 見直した結果、改正が必要ないということもある。
- ・ 例えば、市長は改正が必要だと考えて見直しを開始したが、皆で検討したところ、改正の必要はないと判断される場合なども有り得る。

(事務局：石黒主任)

- ・ ここは、改正がどこか行われようとなかろうと、定期的な見直し期間は 5 年だという意味の図なので、描き方を含めて工夫してみたい。
- ・ 「改正」の「☆」印を落とし、②の「見直し」は「○」で置くのではなくて、「→」でどこかに入るような感じに整理してみたい。
- ・ あくまでここでは、5 年ごとの見直しがあるという定期性を明確にしたいわけであり、必要に応じた見直しが途中に入ってもそれは変わらないということである。
- ・ このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「1 1 改正等 (2) 改正手続」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、説明の中の 2 つ目の段落で、「市民、市議会、市長の三者のそれぞれの権利の中で、条例の制定又は改廃が行えることを明らかにしています。」とし書いている。
- ・ 特別委員会からのご指摘は、このことを条文の中で書いたらどうかということであったが、市長が改正を行う場合について、特に市民参画を求める意味で書いたというのが市民会議の考え方であった。
- ・ 三者の権利・権限を整理し、そこでそれぞれ「条例の制定・改廃」ができることを謳っているのも、あえて書いたものであり、必要ないと言えば必要ない文章かもしれないがいかか。
- ・ この条例の制定又は改廃については「通常の手続きによる」と言ってしまうと終わりはあるが、あえて載せたところであるが、このような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「参考資料について」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 非常に駆け足で進んできたが、全体について一通りご確認いただいた。
- ・ 続いて、「参考資料」の部分についてご説明したい。

(事務局：青山主任)

- ・ 40 ページの「委員名簿」の一番下の委員数のところについて、「はじめに」のところで「72 名で発足した」としており、途中で職員委員が退職により 1 人減となっていることについて、紛らわしくならないように「※」印で補足させていただいた。
- ・ 43 ページについて、下の方の「代表者会」の 5～6 回のところの「特別委員会」の記載について、正式名である「市議会自治基本問題調査特別委員会」とさせていただいた。
- ・ 提言書全般に、議会については「市議会」と「議会」の 2 つの表現が入り混じっており、「市議会」という表現に統一させていただいた。
- ・ 44 ページの「代表者会」の検討経過について、第 20 回～第 24 回までの分を付け加えており、また、「全体会」の部分についても、これはまだ現時点では開催前ではあるが、11 月 13 日の第 27 回の分を付け加えている。

(3 班：小田委員)

- ・ それであれば、「はじめに」のところにも、提言書を完成させた全体会の回として「第 27 回」と入れてしまってはどうか。「はじめに」と「参考資料」が合っていないというのはおかしくならないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 今は、仮に入れたということである。

(3 班：小田委員)

- ・ 第 28 回の全体会が市長への提言書の提出になるのであれば、第 28 回の開催は急がないといけない。

(事務局：青山主任)

- ・ 次回の第 27 回全体会でお配りする予定としているので、「第 28 回」という言葉は入れないでおいたわけである。

(3 班：小田委員)

- ・ そうすると、「はじめに」のところで入れてしまうのはまずいわけか。

(事務局：青山主任)

- ・ そういうことである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 厳密に申し上げると、11 月 13 日の第 27 回全体会で提言書(案)をお示しし、もしそこでご承認がいただけない状況になってしまった場合は、市長への提言書の提出を行う予定としている 11 月 18 日の第 28 回全体会を、市長への報告ではなく、提言書(案)についてのご議論をもう 1 回行っていただく回にさせていただこうと考えている。

(3 班：小田委員)

- ・ 今おっしゃられたことは、11 月 13 日の第 27 回全体会でまとまらなかった場合は、緊急的にもう 1 回、11 月 18 日の第 28 回全体会を議論の回にまわすということか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 代表者会以外の委員の皆さんには、今までも文書で情報をお渡ししてご意見も預めい

ただいており、そういう中でまた改めてお聴きするわけであるので、それくらいの覚悟で進めていきたいと思っている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここで、一点だけ皆さんにご意見をお聴きしたい。
- ・ 12 ページの「4 市長等」の「(2) 市長の責務」のところで、今回、条文の③の部分を直させていただいたが、直した結果でみると、②と③の順番は逆にした方がよいのではないかとと思っている。
- ・ ①で「執行」について規定し、③を②に持ってきて、「権限の行使に当たっては」と規定し、②を③に持ってきて、「市長は、～しなければならない。」とした方が、作りとしてはよいのかなと思う。
- ・ 「議会の責務」の場合は、少し意味が違っており、①で「機能を果たさなければならない」、②で「運営しなければならない」、運営した結果として、③で「権限の行使」することについて規定している。

(2 班：田村委員)

- ・ そこは事務局にお任せしたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 了解した。
- ・ 本日、皆さんにご意見をいただいたところは確実に修正させていただく。また、修正作業中に、今ほどのような気付いた点があった場合には、内容を変えない形で、言葉の入れ換えや「てにをは」の修正などを行い、整理をさせていただくことが有り得ることをご了解いただきたい。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 次回の 11 月 13 日の第 27 回全体会で、本日のご議論を踏まえて修正したものをお示しして、そこでまた何かお気付きの点があれば、修正させていただき、11 月 18 日に市長へ提言書としてご報告いただくという運びにさせていただきたい。
- ・ ここまでご議論いただいてきたので、内容の見直しは行わないが、「てにをは」のレベルは事務局で確認させていただきたい。

(2 班：田村委員)

- ・ みんなでここまで確認を行ってきたのだから、異論はない。
- ・ ただ一つ、「8 市民投票」の説明の中で、「一点目の特徴は」、「二点目の特徴は」という言葉を入れている点について、ここがいかにか重要かということだとは思いますが、他の項目は、「一点目は」、「二点目は」という言葉を使っている。
- ・ 悪いというわけではないが、重要視しているということであれば、「最高規範性」の項目でも、同じように「この特徴は」という言葉を使ってもよいのではないか。

(事務局：青山主任)

- ・ それは、少し意味合いが違っている。
- ・ 他の項目で「一点目は」、「二点目は」としているのは、たたき台の①、②に対応しているためであるが、この「市民投票」の項目は、要点をまとめた説明としており、たたき台の①、②に対応しているわけではない。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「市民投票」の項目の説明では、たたき台の①、②にそれぞれ対応させると分かりづらくなるのではないかとということで、全体として 10 項ある中で、特徴を 4 点に整理させていただいている。

(5 班：種岡委員)

- ・ ①の説明が①の項の説明をしているのではないわけか。

(2 班：田村委員)

- ・ それは分かるが、「市民投票」をそれほど重要視するのであれば、「最高規範性」の方も「特徴」くらいの言葉を使ってもらってもよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 事務局としては、重要視しているのではなく、整理の仕方を表す言葉として「特徴」という書き方をさせてもらい、使い分けていたつもりである。

(2 班：田村委員)

- ・ 悪いというわけではないが、比べたときに、バランスがおかしいのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「一つ目は」くらいにした方がよいか。

(3 班：小田委員)

- ・ もしそうであれば、例えば「一」、「二」という表現もある。

(2 班：田村委員)

- ・ 「特徴」を頭にもってきて「特徴の一点目は」、「二点目は」とすればよい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「特徴の一点目は」という形か。

(2 班：田村委員)

- ・ そうである。「特徴の一点目は」、「二点目は」とやっていけばよい。

(3 班：小田委員)

- ・ その方がよい。
- ・ 「特徴」という言葉を頭に持ってくるのであれば、「特徴の一点目は」、以下「二点目は」、「三点目は」でよい。

(2 班：君波委員)

- ・ 「市民投票制度の特徴は、次の 4 点であります」と言っているわけであるから、1、2、3、4 でよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ では、そのようにしたい。

(5 班：種岡委員)

- ・ 14 ページの「4 市長等 (5) 職員の責務」のところの「全体の奉仕者」の「全体」という言葉は、条例全体の流れの中でイメージはつかみやすいであろうか。
- ・ 市民も含むわけであり、「全体」のとらえ方がすんなりとイメージできるであろうか。

(事務局：青山主任)

- ・ ここは、「公僕精神」を表して欲しいという皆さんのご意見を受けて、「公僕精神」を一般的に表す言葉である「全体の奉仕者」という言葉として使わせていただいている。

(3 班：小田委員)

- ・ 市民会議の中では、もともとは「公僕」であった。
- ・ 「全体」ということだけで捉えるのではなく、「全体の奉仕者」という言葉としてとらえるわけか。了解した。

(事務局：石黒主任)

- ・ 他はいかがか。このような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(2) 全体会の進め方について

「全体会の進め方について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、**資料2**をご覧ください。次回の全体会の進め方についてである。
- ・ 目標としては、次回の全体会で、委員の皆さんに提言書の案をお示しして、そこでご承認をいただき、11月18日の第28回全体会で市長への提言書の報告をしていただきたいと思いますと考えている。
- ・ まず、11月13日の第27回全体会の内容については、これまでの代表者会でのご議論の経過説明を行った後に、提言書の案の検討を行っていただく。
- ・ 提言書の案については、最初に内容をご説明することとし、本日皆さんにご説明したよりは、もう少し分かりやすくするように努める。
- ・ お配りする資料自体も、提言書（案）とこれまでの修正を行った経過と考え方をまとめたものを事前に各委員の皆さんにお送りし、当日ご持参いただくことにし、当日は、基本的に提言書の案について、端から確認を行っていくという作業になる。
- ・ 修正点の説明については、全体会、特別委員会のご意見を踏まえて、あるいは、事務局による文言整理でどう修正したのかが明らかにできるような形で行うこととし、細かい部分は省略し、事務局で一括して行いたいと考えている。
- ・ 検討の進め方としては、基本的には、修正内容に対するご意見をいただくこととし、一度ご意見を募ってあるので、ご質問も含めてご意見をいただいきたい。
- ・ ご質問には、基本的には事務局で回答させていただくが、皆さんのご議論の経過もあることから、代表者会の皆さんにご対応いただきたい場面もあると思う。
- ・ 代表者会の皆さんからご説明いただくのが、本来的な姿であり、他の委員の皆さんもその方がご納得いただけると思うので、その際は是非お願いしたい。
- ・ 修正すべきとのご意見が挙がった場合については、その場で議論し、結論を出していきたいと考えている。
- ・ 最後に、全体会としてこの提言書（案）でよいかということを確認し、ご承認いただければ、11月18日（日）の第28回全体会で、市長への提言書の提出を行うことについて、説明を行いたい。
- ・ 11月18日（日）の第28回全体会は、日曜日の日中ということであり、午前10時から11時までの1時間を予定している。
- ・ その内容は、開会后、策定経過の説明、市長への提言書の提出、提言書の概要説明、市長の言葉、全委員による条例策定の感想・今後に向けた提言という流れを考えている。
- ・ 「条例策定の感想・今後に向けた提言」という場合、「勉強になりました」という一言がよくあるが、ここはそれではもったいないので、自治を推進していくツールの一つとしてこの自治基本条例を活用していくために、期待とこれからに向けたメッセージをいただけたらと思っている。
- ・ 最後に市としての今後の進め方をご説明し、終了するという流れを案として考えている。
- ・ このような当日の進め方について、皆さんにお諮りしたい。
- ・ 委員の皆さんに一言ずついただくに当たって、全員出席されれば71人おられるので、1人当たり30秒を目安とし、自己紹介は割愛していただき、委員の皆さんの思いを是非市長に届けていただきたい。

意見交換

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 職員委員は、市長に向かって一言というのは、なかなか言いづらいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ その辺も含めて市民会議の皆さんとしての当日の進め方について、11月13日の第27回の全体会で諮っていききたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ ご発言を代表者会の皆さんだけにするという考え方もあるが、代表者会は24回も開催され、事務局としても大変感謝しているが、皆さんだけにご発言の場を与えるのはどうかと考える。
- ・ 全体会もそれまで27回一緒にやってこられており、時間に制約もあるが、最後に全委員から市長に思いを届けていただきたく、そのような意味での提案である。

(3班：小田委員)

- ・ 大変よいと思うが、気を付けないと1人で何分も発言してしまう委員もいる。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 例えば、5分も話す委員が3人くらいいると、もうそれだけで時間が終わってしまう。そういうリスクも正直ある。
- ・ そういう意味では、職員委員には申し訳ないが、市民委員だけでもよいのではないかと考える。

(4班：横山文男委員)

- ・ 我々代表者会も、前回の全体会で話しているので、特に一言はいらないのではないかと。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 代表者会以外の委員の皆さんに先に話していただいて、時間をみながら、代表者会の皆さんにもお願いするということでもよろしいか。

(4班：横山文男委員)

- ・ 前回の全体会で我々は話しているのでそれでよい。

(2班：田村委員)

- ・ 本筋は提案した上で、コメントもらい、それを踏まえて一部修正したり、手直ししたりしているわけである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ やり方は検討したいと思うが、なるべく委員全員にご発言の機会を設ける形でやらせていただきたい。
- ・ 代表者会の皆さんは最後の方をお願いして、もし時間がなかった場合はお許しいただきたい。
- ・ 代表者会の皆さんには、提言書を市長に渡していただくとか、検討経過のご説明などを是非お願いしたい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次第(案)の中の(2)、(3)、(4)について、ここをどうすればよいか。
- ・ ここでは、策定経過をご説明いただく方が1人、提言書を渡す方が1人、内容をご説明いただく方が1人と合計3人くらいで役割分担していただければどうかと思っている。
- ・ 1人で全部というと、その方に負担がかかってしまうのと、座長を決めないでみんなで創ってきた条例であるので、なるべく多くの委員の方にこのような役をやっていたらどうかと考えている。

(3班：小田委員)

- ・ これは希望であるが、提言書の提出は、女性委員にお願いしたい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 例えば、3 人で前に出ていただいて、真ん中の人が市長に渡す、あるいは、2 人で渡すなど、そういうやり方はいかがか。
- ・ 渡すのは 1 人であるが、両脇に経過を説明する人と内容を説明する人がいて、その 3 人で前に出て行って、真ん中の人を渡すというのも考えられないか。

(3 班：小田委員)

- ・ それであれば、説明する人たちを外して 3 人にすればよい。なるべく代表者会のみながら前に出られるようにした方がよい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今ほど、小田委員からご提案があったとおり、市長に渡すのは女性委員のどなたかという形でよろしいか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 内容の説明は、全般に渡って行うのか。

(事務局：石黒主任)

- ・ そうではない。「簡単に言えば、こういうことが書いてある」という説明ぐらいである。
- ・ 検討経過の説明はもっと短く、提言書に資料が付いているので、「これを読めばわかる」というぐらいの説明である。
- ・ 検討経過の説明が 3 分くらい、内容の説明で 5 分くらいが目安と考える。

(3 班：小田委員)

- ・ セレモニーであるので、短くした方がよいと考える。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 内容の説明も、全体の組み立てと特徴的な部分だけでよいのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 代表者会の皆さんの中で先ほどの役回りを分担いただくことを、全体会に提案してよろしいか。
- ・ それから、提言書の提出は女性の委員にお願いしたいということ、検討経過の説明が 1 人、内容の説明が 1 人、提出するのも 1 人ということによろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 今日のご欠席の方々がいるので、役割を決められないと考える。

(3 班：小田委員)

- ・ 次回の全体会で進め方について了承をもらって、終了後に代表者会が集まってその場で決めればよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 代表者会の皆さんが次回の全体会に皆さん出席していただければ、そのようにその場で決めさせていただきたい。
- ・ 提言書を渡していただく方は、その場で決めてもそれほどご負担にはならないと思う。
- ・ 検討経過は、小田委員からつくっていただいたものがあるのでよいが、提言書の内容の説明のアウトラインは事務局でつくらせていただくが、ご説明される方の味付けもしていただきたいと思いますので、役割の目途をつけたいが、いかがか。

(3 班：小田委員)

- ・ イメージとしては、提言書の内容の説明は、田村委員か増田委員にお願いできれば一番よいかと思う。

(2 班：田村委員)

- ・ そうすると、小田委員の役割は何か。

(3 班：小田委員)

- ・ 私は、経過の説明をしたい。

(4 班：横山文男委員)

- ・ 私の考えは、1、2、3 班の皆さんにやっていただいて、もし休まれた場合は 4、5、6 班でやればよいと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 提言書の提出については、平野委員と今井委員は出席率がよいので、お二人でやってもらってはどうかと思うが、平野委員が今日ご欠席であるので、欠席裁判になるのはまずい。
- ・ 合併前の上越市と 13 区との両方から出るので、お二人で出ていただいてもよいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ では、検討の経過のご説明が小田委員、提言書をお渡しするのが今井委員と平野委員、内容のご説明は田村委員か増田委員ということでよろしいか。

(2 班：増田委員)

- ・ そうなると、2 班が誰もいないので、内容の説明は 2 班の田村委員にやってもらってはどうか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ これらは、次回の全体会でご承認を得て最終的な決定となるので、案としてはそのような形にしたい。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、以上で本日の代表者会を終了させていただく。
- ・ 次回の全体会で順調に進めば、最後に 11 月 18 日の第 28 回全体会をもって、市民会議はその役目は果たしたという形になる。
- ・ そういう意味で、次回の全体会では、何とか上手く進めてご承認を得たいと思うので、よろしくお願いしたい。

(事務局：高橋課長)

- ・ 長期間に渡り、代表者会も 24 回という大変な回数を積み重ねてここまでまとめたいただき、本当に感謝している。
- ・ 思い起こすと、合併前の平成 16 年の 9 月議会に、まず学習会から行いたいということで補正予算で経費を計上したときから始まり、相当長い期間、本当に多くの皆様方からお力添えをいただいてここまでできたと思っている。
- ・ とりわけ、代表者会の皆さん方におかれては、本当に毎回熱心にご議論いただいてここまでできたということで、重ねて御礼申し上げます。
- ・ 本日で、代表者会は最後になるが、まだ全体会が残っている。委員の皆さんが、やっていてよかった、立派なものが出来たというふうに思えるように、我々も最後にもう一踏ん張り頑張りたいと思っているし、今後とも、また皆さんのお力をお借りしたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL : 025-526-5111 (内線 1584、1449)
FAX : 025-526-8363
E-mail : jichi@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。